令和8年度

中小企業向け県制度融資

経済変動対策貸付

をご利用ください！

取扱期間　令和8年5月１日～令和9年3月 31 日

中東情勢の変化により影響を受ける中小企業者を支援します。

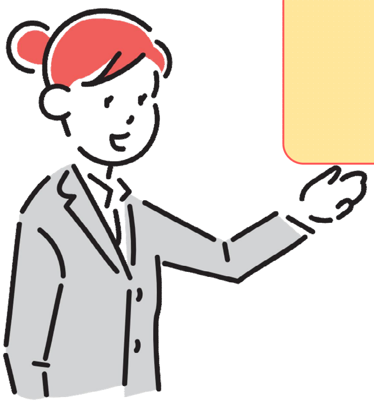

中東情勢の影響による場合、
融資要件が緩和されます！

	現行	中東情勢の変化による影響の場合
要件	①最近3か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入れ価格の割合が前年同期を上回る かつ ②最近3か月間の粗利益が前年同期比5%減少	①最近1か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入れ価格の割合が前年同期を上回る かつ ②最近1か月間の粗利益が前年同期比5%減少
保証制度	普通保証　又は　SN保証等	普通保証　又は　SN5号

融資利率
＜固定金利＞
年1.60％

県の利子補給率
0.47％
（信用保証　必須）

信用保証料率
0.28～1.2％
（普通保証）
0.58％
（SN5号）

『経済変動対策貸付（中東情勢の変化による影響の場合）』の概要

（令和８年５月１日現在）

中東情勢の変化による中小企業への影響を緩和するため、中東情勢の変化による影響を受けた事業者が県制度融資「経済変動対策貸付」を利用する場合の要件を緩和しました。

※現行の「経済変動対策貸付」も引き続きご利用いただけます。

資金名		経済変動対策貸付（現行）	**経済変動対策貸付 （中東情勢の変化による影響の場合）**
融資対象者		県内において、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合	
融資要件の緩和		①最近３か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入れ価格の割合が前年同期を上回る　かつ ②最近３か月間の粗利益が前年同期比５％減少	**中東情勢の変化による影響により、** ①**最近１か月間**の売上高に占める原油・原材料の仕入れ価格の割合が前年同期を上回る　かつ ②**最近１か月間**の粗利益が前年同期比５％減少
保証制度		必須 （普通保証又はＳＮ保証等）	必須 （普通保証またはＳＮ５号保証）
資金使途		設備資金、運転資金	同左
融資限度額		5,000 万円	同左
融資期間		10 年以内	同左
据置期間		設備３年以内、運転２年以内	同左
保証料率 (事業者負担)	普通保証	0.28%～1.20%	同左
	ＳＮ保証等	0.50%～0.80%	５号：0.58%
融資利率	普通保証	1.60%（固定）	同左
	ＳＮ保証等	1.50%または 1.60%（固定）	５号：1.60%（固定）
利子補給率		０．４７％（県負担）	同左
取扱期間		通年	**令和８年５月１日～令和９年３月 31 日**
申込書類 ※ＨＰに掲載		・静岡県中小企業融資制度資金申込書 ・原油・原材料高騰の影響状況等報告書（様式第４号） ・資金使途明細表 ・協会が定める書類	・静岡県中小企業融資制度資金申込書 **・原油・原材料高騰の影響状況等報告書（様式第４号－２）** ・資金使途明細表 ・協会が定める書類

・お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
・お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆　申込窓口・問合せ先　◆
・県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、
　静岡県中小企業団体中央会、（公財）静岡県産業振興財団
・静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）